

平成18年12月1日

## 特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督の状況（平成17年度）

### 1 取りまとめの趣旨

特別の法律により設立される民間法人（民間法人化された特殊法人・認可法人）については、各所管官庁が、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）（以下、「指導監督基準」という。）に基づき、適時・適切な指導監督を行い、毎年度その状況を公表することとされ、総務省は、各所管官庁が公表したものを取りまとめることとされています。

### 2 指導監督基準

指導監督基準は、特別の法律により設立される民間法人に関する政府としての統一的な指導監督の基準を整備したもので、その事業、機関（役員等）、財務・会計、株式の保有、情報公開等について定めています（別添「指導監督基準」参照）。

### 3 対象法人

平成17年度末における指導監督基準の対象法人は、9省庁37法人となっています。

所管官庁名	法人数
警察庁	1
金融庁	1
総務省	4
法務省	2
財務省	1
厚生労働省	11
農林水産省	5
経済産業省	9
国土交通省	3
計	37

（注）農林水産省では、農林中央金庫の指導監督状況を公表しておらず、その理由について、同金庫に関しては農林中央金庫法による指導監督を行っているが、他の民間金融機関との競争を考慮して、その状況については公表していないとしています。

### 4 指導監督の状況

所管省庁の指導監督によって、指導監督基準の充足率は、毎年度上昇しており、平成17年度末現在、法人全体の指導監督基準の充足率は93.2%（延べ1,356事項のうち1,264事項が充足）となっています。

外部監査役員の未登用、役員の在任年齢規程の未整備などにより、延べ 92 事項が指導監督基準を充足していない状況にあります。各所管官庁では、引き続き指導監督を行い、その適正化を図っています（詳細は、別添「平成 17 年度における所管官庁の指導監督状況」参照）。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
指導監督事項の充足率	83.9%	90.9%	93.2%

各基準別にみると、次のような状況となっています。

- ① 事業に関する基準の充足率は、95.2%（延べ 210 事項のうち 200 事項）となっています。未充足の 10 事項（5 法人）は、手数料収入の区分経理等による管理とその収支状況のホームページでの公表の未実施です。

指導監督基準	充足率		
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
<b>事業に関する基準</b> ・経常的経費を補助金に依存しない ・独占事業の弊害克服措置を講じる ・手数料等の算定根拠の公表 など	88.3%	91.3%	95.2%

- ② 機関（役員等）に関する基準の充足率は、88.1%（延べ 598 事項のうち 527 事項）となっています。未充足の 71 事項（21 法人）は、外部監査役員の未登用、役員の在職年齢規程の未整備、役員報酬規程の非公表などです。

指導監督事項	充足率		
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
<b>機関（役員等）に関する基準</b> ・役員選任規程の整備 ・外部監査役員の登用 など	74.3%	85.1%	88.1%

- ③ 財務・会計に関する基準の充足率は、96.3%（延べ 160 事項のうち 154 事項）となっています。未充足の 6 事項（4 法人）は、引当金等の明細・増減状況の非公表、公認会計士監査の未実施などです。

指導監督事項	充足率		
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
<b>財務・会計に関する基準</b> ・企業会計原則等による会計処理 ・余裕金の適切な運用 ・長期借入金の返済計画の策定など	93.9%	96.4%	96.3%

- ④ 株式の保有等に関する基準の充足率は、73.7%（延べ19事項のうち14事項）となっています。未充足の5事項（2法人）は、公益法人等への基金拠出、株式会社への出資を行っている法人があることです。

指導監督事項	充足率		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
株式の保有等に関する基準 ・法定業務である場合を除き株式を保有しないこと など	66.7%	73.7%	73.7%

- ⑤ 情報公開に関する基準の充足率は、100%（延べ369事項のうち全事項）となっています。

指導監督事項	充足率		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
情報公開に関する基準 ・業務、財務情報のホームページによる公表 など	92.8%	98.3%	100%